令和５年４月

各　位

泉大津市総務部総務課

建設工事に係る入札・契約制度について（お知らせ）

適正価格での契約の推進と、受注者の資金調達の円滑化及び経営の安定を図るため、建設工事等に係る入札・契約制度を一部変更しますのでお知らせします。

記

１．最低制限価格の算定方法

本市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会における低入札価格基準モデルにより最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を算出します。

（１）最低制限価格＝直接工事費の９７％＋共通仮設費の９０％＋現場管理費の９０％＋一般管理費の６８％

ただし、予定価格算出の基礎としている設計金額の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とする。

（２）特別なものについては、（１）にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約検査担当の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

２．前払金の率（適用：令和５年４月１日以降の入札案件）

前払金の率は、1件130万円以上でかつ工期が3か月以上のものについて、工事は4割、設計・調査・測量業務は3割を超えない範囲内で支払うことができるものとします。